

重要事項説明書

居宅介護支援事業

株式会社レイクリエイティブ
よつばケアプラン

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」台条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社レイクリエイティブ
代表者氏名	代表取締役 里見直樹
所在地 (連絡先)	〒227-0038 横浜市青葉区奈良2-18-28 電話 042-708-1355 FAX 042-708-1356

2 居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業者名称	よつばケアプラン
介護保険指定事業者 番号	町田市指定 1373207594
事業所所在地	〒195-0062 町田市大蔵町245-1 グリーンハイツ201
連絡先	電話 042-708-9811 FAX 042-708-9821
事業所の通常の 事業実施地域	町田市 相模原市 稲城市 川崎市麻生区 横浜市青葉区

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	本事業は、要介護者等からの相談に応じ、本人や家族の意向等に基づき、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
-------	--

(3)事業所窓口の営業及び営業時間

営業日	月曜から金曜日 (但し 国民の休日、12/29 から 1/3 までを除く)
営業時間	午前9時～午後6時
*電話等により常時連絡体制が可能な体制とする。	

(4)事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 <small>はせがわ まさゆき</small> 長谷川 昌之
---------	--

職 種	職 務 内 容	人員数
介護支援専門員	要介護者等からの相談に応じ、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。	1名以上
事務員	居宅介護支援事業に伴う事務を行う	1名

3 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

居宅介護支援の内容	介護保険 適用有無	一ヶ月あたりの料金 加算等については別紙料金表に記載	一ヶ月あたり の利用料
①居宅サービス計画の作成	左の①～⑦の内容は、 <u>居宅介護支援の一連業務として、</u> <u>介護保険の対象</u> となるものです。	居宅介護支援費（i） 要介護1・2 1,086単位/月 要介護3・4・5 1,411単位/月	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 <u>(全額が介護保険により負担されます)</u>
②居宅サービス事業者との連絡調整		居宅介護支援費（ii） 要介護1・2 544単位/月 要介護3・4・5 704単位/月	
③サービス実施状況把握、評価		居宅介護支援費（iii） 要介護1・2 326単位/月 要介護3・4・5 422単位/月	
④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥要介護（支援）認定申請に対する協力、援助			
⑦相談業務			

	加 算	加 算 額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位	
退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位	
通院時情報連携加算	50 単位	病院等で医師等の診察を受ける利用者に同席し、医師等に情報提供等を行った場合(1月につき)
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位	
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位	
特定事業所加算(A)	114 単位	
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	在宅で死亡した利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)
介護職員処遇改善加算	所定単位数に2.1%を乗じた単位	厚生労働省の定める以下のいずれかの取組を行っていること ケアプランデータ連携システム(厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。)を利用していること 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉法第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること

・利用料金 利用料 要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき要介護度に応じて利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村の介護保険課に提出しますと、全額払い戻されます。

・交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、交通費の実費が必要な場合があります。

4 その他運営についての留意事項

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 賠償責任・事故発生時

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その責任範囲において損害を賠償いたします。事故発生時には、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(3) 居宅サービス計画の作成について

事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア 利用者の居宅への訪問、利用者およびその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。

ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏ることなく、公正中立な立場でサービス調整を行います。

エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を集めます。

オ 利用者はケアプランに位置づけるサービス事業所について、事業者は複数のサービス事業所を紹介し、利用者は複数のサービス事業所の紹介を求める事が可能です。

(4) 相談・苦情について

【事業者の窓口】 よつばケアプラン 管理者 長谷川 昌之	所在地 町田市大蔵町 245-1 グリーンハイツ 201 電話番号 042-708-9811 FAX 番号 042-708-9821 受付時間 午前9時～午後6時(土・日・祝日除く)
【市町村の窓口】 町田市介護保険課 給付係	所在地 町田市森野 2-2-22 電話番号 042-724-4366 FAX 番号 050-3101-6664 受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)
相模原市高齢政策課 指定・指導班	所在地 相模原市中央区中央 2-11-15 電話番号 042-707-7046 FAX 番号 042-752-5616 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)
稲城市福祉部 高齢福祉課	所在地 東京都稲城市東長沼 2111 番地 電話番号 042-378-2111 FAX 番号 042-377-4781 受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)
横浜市福祉調整委員会事務局 健康福祉局相談調整課	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号 045-671-4045 FAX 番号 045-681-5457 受付時間 午前8時45分～午後5時15分(土日・祝日を除く)
麻生区役所 高齢・障害課	所在地 神奈川県川崎市麻生区万福寺1丁目5-1 電話番号 044-965-5100 受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口の専用番号	電話番号 03-6238-0177 FAX 番号 03-6238-0022

5 第三者評価の実施状況

- ・「第三者評価実施の有無」
無し
- ・「実施した直近の年月日」
無し
- ・「実施した評価機関の名称」
無し
- ・「評価結果の開示状況」
無し

6 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

7 虐待の防止のための措置

1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	長谷川 昌之
-------------	--------

- (2) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置（定期的な委員会の開催、指針整備等）

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

9 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講ずるものとする。

10 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

11 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年厚生省令第38号)」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒227-0038 横浜市青葉区奈良 2-18-28
	法人名	株式会社レイクリエイティブ
	代表者名	代表取締役 里見直樹
	事業所名	よつばケアプラン
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容に同意しました。

(利用者) 住所	
氏名	
(ご家族) 住所	
氏名	(続柄)
(代理人) 住所	
氏名	(続柄)